

令和8年8月19日

九州森林管理局

九州森林管理局における指名停止措置について

九州森林管理局は、本日、工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行ったのでお知らせします。

なお、指名停止措置を受ける業者名及び指名停止期間等は別紙のとおりです。

－問い合わせ先－

九州森林管理局 総務企画部

電話：096－328－3520

担当：経理課長補佐

(別紙)

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた業者名及び住所

株式会社南山開発 沖縄県那覇市小禄1-12-29

2 指名停止の期間

令和8年8月19日～令和8年12月18日(4ヵ月)

3 指名停止措置の範囲

九州森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件については、株式会社南山開発が、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認され、また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行ったことが、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日、沖縄県知事から同法第28条第3項の規定に基づく監督処分(営業停止30日間)を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

5 参考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内